

## 第13章 特殊災害警防計画

### 第1節 特殊災害警防体制

大規模火災、危険物火災、ガス爆発、自動車事故、列車の脱線、衝突事故及び航空機の墜落など、複雑多様化した特殊災害に対処するための応急体制等について定めるものとする。

#### 1 特殊災害特別配備体制

消防長は、市域に特殊災害が発生又は発生するおそれがある場合、被害の状況により第2章第2節の「異常災害時の部隊編成」を発令し、警備体制を整えるものとする。

#### 2 職員の動員基準及び参集

特殊災害特別配備体制が発令されたときは、消防の総力を効果的に結集するため、第2章第5節の「動員及び参集」により非勤務職員の非常招集を行うものとする。

#### 3 現場指揮本部の設置

消防長は特殊災害特別配備体制を確立し、災害対策の万全を図るため、第2章第4節の「現場指揮本部」を設置するものとする。

#### 4 情報収集及び伝達

##### (1) 情報の収集

通報者及び関係者等からの情報収集の徹底を図る。

##### (2) 情報事項

- ア 災害発生日時、場所、原因、災害種別及び規模
- イ 人命危険の有無、人的被害の状況
- ウ 物的被害の状況
- エ 応急活動の状況
- オ その他災害対策上必要な事項

##### (3) 現場広報

災害等が発生した場合は、直ちに周辺住民等に対する正しい情報の提供並びに被災者に対する情報収集活動を開始し、混乱等の発生を未然に防止する。

- ア 災害又は事故の概要
- イ 被災者の氏名等及び収容先
- ウ 市及び消防本部の体制並びに応急措置の概要
- エ 災害の拡大予想、避難指示等
- オ その他必要な事項